

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 211 号（諮問第 232 号）

件名：警察安全相談等・苦情取扱票の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 8 月 2 日

2 原処分

令和 4 年 8 月 29 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記 1 に掲げる開示請求について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された個人情報を特定し、別記 2 の文書 4 に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）のうち、別表の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 10 月 21 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 11 月 28 日

5 答申

令和 5 年 11 月 29 日

6 審議会の結論

処分庁が、審査請求人に係る別記 1 に掲げる開示請求について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された個人情報を特定し、本件保有個人情報のうち、別表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

処分庁は、別記 1 に掲げる開示請求に対し別記 2 に掲げる行政文書に記録されて

いる保有個人情報と特定し、一部開示決定を行っているほか、本件保有個人情報のうち、別表の2欄に掲げる部分を条例第17条第2号及び第8号に該当するとして不開示としているところ、審査請求人は、審査請求書において、「全部開示を求める」、「本当にこれだけか」と主張していることから、本件保有個人情報の特定及び不開示部分の条例第17条第2号及び第8号該当性について、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の特定について

当審議会において処分庁から聴取したところ、警察本部等に来庁又は電話により相談等がなされた場合には、通常は、警察安全相談等・苦情取扱票が作成されることとなるところ、警察安全相談等・苦情取扱票についてはシステムで管理されており、申出者の氏名や期間を指定して検索したところ、令和4年1月1日から本件開示請求当日までに作成された審査請求人申出による警察安全相談等・苦情取扱票については、別途一部開示決定を行った別記2の文書1から文書3までの3件と本件保有個人情報の合計4件のみであったとのことである。

当審議会でも検討したところ、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められず、上記の処分庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) 条例第17条第2号該当性について

ア 条例第17条第2号は、審査請求人以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方にに基づき、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分及び職員番号が同号に該当するか否かを以下検討する。

イ 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分について

警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、同号ただし書は、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、当該公務員等の氏名に係る

部分を除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年愛知県規則第10号）第8条により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されていることから、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名に係る部分は、条例第17条第2号ただし書ハに該当しない。

そして、同号ただし書イ及びロに該当しないことは明らかである。

よって、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、条例第17条第2号に該当する。

ウ 職員番号について

職員番号は、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であることから、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、同号ただし書イ、ロ及びハに該当しないことは明らかである。

よって、職員番号は、条例第17条第2号に該当する。

(5) 条例第17条第8号該当性について

ア 条例第17条第8号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報は不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方にに基づき、個人に割り当てられた警察電話番号が同号に該当するか否かを以下検討する。

イ 処分庁によれば、不開示とした警察電話番号については、一般的に警部以上の階級にある警察官が執務する卓上に設置されている一般の加入電話網とは別に警察が独自に設置する警察電話網により使用する専用の電話機の番号であるとのことである。

そして、警察電話については、一般の加入電話と直接通話する機能があることに加えて、当該電話番号については、個人に割り当てられたものであることから、これを公にした場合には、開示されている情報と照合することにより、当該警察電話番号を利用する個人を特定した一般電話回線による接続が容易となるとのことである。

当審議会において検討したところ、警察業務は、その他の行政事務と異なり、検挙や規制を行うものであることから、被疑者及び関係者からの反発や反感を招くおそれがあり、警察電話番号を利用する個人を特定した脅迫、誹謗中傷、事務妨害等を目的とする架電等により、通常事務における必要な連絡又は突発事案へ

の対応等に支障を及ぼすなど、警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、個人に割り当てられた警察電話番号は、条例第 17 条第 8 号に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

本件保有個人情報の特定及び条例第 17 条各号該当性については前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

- 請求 1 私が令和 4 年 5 月 20 日に A 警察署に相談した際、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県 A 警察署刑事課で保管するもの）
- 請求 2 私が令和 4 年 6 月 1 日及び 6 月 7 日に県警本部刑事総務課に相談した際、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県警察本部刑事総務課で保管するもの）
- 請求 3 私が令和 4 年 6 月 27 日に愛知県警察本部に相談した際、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県警察本部住民サービス課で保管するもの）
- 請求 4 令和 4 年 5 月から愛知県警察本部及び A 警察署、B 警察署、C 交番に現在まで残る私に関する相談記録等(苦情取扱票など)私に関する全ての記録を開示請求します。

別記 2

- 文書 1 警察安全相談等・苦情取扱票（令和 4 年 5 月 20 日受理）
- 文書 2 警察安全相談等・苦情取扱票（令和 4 年 6 月 1 日受理）
- 文書 3 警察安全相談等・苦情取扱票（令和 4 年 6 月 7 日受理）
- 文書 4 警察安全相談等・苦情取扱票（令和 4 年 6 月 27 日受理）

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<p>文書 4 警察安全相談等・苦情取扱票（令和 4 年 6 月 27 日受理）</p>	<p>警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分</p>	<p>条例第 17 条第 2 号に該当 警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職又はこれに相当する職にある警察職員の氏名に係る部分であるため</p>
	<p>個人に割り当てられた警察電話番号</p>	<p>条例第 17 条第 8 号に該当 警察組織内の連絡用として設置された警察電話番号であって、開示することにより、警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
	<p>職員番号</p>	<p>条例第 17 条第 2 号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。</p>